



■ 目次

- ◆ 意匠権侵害訴訟における公知意匠の抗弁
- ◆ ふるさと

意匠権侵害訴訟における公知意匠の抗弁

北京魏啓学法律事務所*

本判例は、意匠権侵害訴訟における公知意匠の抗弁の適用に係り、再審の段階で逆転勝訴した事件である。本事件において、最高裁は、公知意匠の抗弁の判断方法などに関して、最新の考え方を表明しているので、参考にさせていただければ、幸いである。

基本情報:

意匠権者(一審原告、二審上訴人、再審申請者):株式会社ブリヂストン(以下、「ブリヂストン社」という)

被疑侵害者(一審被告、二審被上訴人、再審被申請者):浙江杭廷頓公牛ゴム有限公司(以下、「公牛社」という)、北京邦立信輪胎有限公司

一審:北京第二中等裁判所 (2007)二中民初字第391号

二審:北京高等裁判所 (2007)高民終字第1552号

再審:最高裁判所 (2010)民提字第189号

事件経緯:

ブリヂストン社は、タイヤに関する意匠権(以下、「本件意匠」という)を有していた。公牛社が製造したタイヤが本件意匠と酷似することを発見したので、2006年に北京第二中等裁判所に意匠権侵害訴訟を提起した。

訴訟において、公牛社は、公知意匠の抗弁を主張した。一審裁判所は、審理した結果、公知意匠の抗弁が成立

* 北京魏啓学法律事務所は、北京市司法局の許可を経て、2008年8月18日に設立され、知的財産権などの法律事務をメインにする総合法律事務所である。当事務所の前身は北京林達劉知識産権代理事務所法務部であり、今は林達劉グループ(北京林達劉知識産権代理事務所、北京魏啓学法律事務所と林達劉(北京)翻訳株式会社が含まれる)に属す。今に至るまで、商標権・特許権・著作権(ソフトウェア著作権を含む)等を巡る紛争及び模倣品対策事件、不正競争事件、ドメインネーム紛争事件、技術契約の知的財産権紛争事件を大量に扱い、一定の実績および経験を積んでいる。

するので、意匠権侵害とならないと判断し、ブリヂストン社の訴訟請求を棄却した。

ブリヂストン社は、これを不服とし、北京高等裁判所に上訴したが、高等裁判所は、審理を経て、一審判決を維持した。

ブリヂストン社は、二審判決を不服とし、最高裁に再審を申請した。最高裁は、公聴を行った結果、原審判決における法律適用には誤りがあるので再審を行うと言い渡し、審理の結果、一審判決、二審判決を取り消し、一審被告はタイヤの製造・販売を停止し、タイヤの金型と在庫を廃棄し、販売店から在庫を回収・廃棄し、一審原告(ブリヂストン社)に損害賠償金を支払えという最終判決を言い渡した。

事件の争点:

- 1.意匠権侵害判断における、公知意匠の抗弁の審査と判断方法
- 2.イ号製品は本件意匠の保護範囲に入るか否か
- 3.侵害民事責任の負担

裁判所の判断:

一審裁判所:

(1)被告は公知意匠の抗弁を主張し、かつ、公知意匠の証拠を提出した。公知意匠の抗弁を適用する際には、イ号製品と公知意匠のみを対比し、同一または類似であるかどうかを判断すれば十分である。

(2)イ号製品は、本件意匠と類似するが、全体観察すれば、公知意匠とも類似する。

したがって、被告による公知意匠の抗弁が成立するので、意匠権侵害とならない。

二審裁判所:

意匠が同一または類似であるかどうかを判断する際には、一般消費者の知識レベルと認知能力に基づき判断すべきである。イ号製品と公知意匠を全体から比較すれば類似する。ブリヂストン社が主張した相違点は、全体的な視覚効果に顕著な影響を与えないので、イ号製品と公知意匠は類似する。

したがって、ブリヂストン社の上訴理由は成立しない。

最高裁判所:

(1)被疑侵害者による公知意匠の抗弁が成立するかどうかを判断する際には、まずイ号製品と公知意匠と対比し、同一または実質的相違点があるかどうかを確認すべきである。イ号製品と公知意匠が同一であれば、公知意匠の抗弁が成立する。同一でない場合、さらに、両者は実質的相違点があるかどうか、あるいは、類似であるかどうかを判断すべきである。類似であるかどうかを判断する際には、ただイ号製品と公知意匠についてのみ対比しただけ

では、両者間の相違点及び当該相違点が両者の全体的な視覚効果に与える影響を無視するおそれがあり、これにより誤った判断をもたらし、イ号製品の意匠と公知意匠及び意匠権の三者が何れも類似するという状況が生じる。したがって、イ号製品と公知意匠が同一でない場合には、意匠権侵害について正確な結論を出すために、公知意匠を基準として、イ号製品の意匠と公知意匠と意匠権の三者についてそれぞれ対比したうえで、総合的に判断すべきである。その過程において、イ号製品と公知意匠の相違点と類似点及び全体的な視覚効果に与える影響を注意すべきであるばかりではなく、本件意匠と公知意匠の相違点及び全体的な視覚効果に与える影響にも注意すべきであり、イ号製品の意匠が意匠権と公知意匠の相違点を利用したか否かを考慮したうえ、イ号製品の意匠と公知意匠に実質的相違点が存在するか否かについて判断すべきである。

(2)本件において、イ号製品と公知意匠とは同一ではない。イ号製品、本件意匠と公知意匠の三者の相違点からみれば、本件意匠と公知意匠との相違点は、視覚効果に対し、顕著な影響を与える。イ号製品は、この相違点を何れも利用しているので、この相違点は、同様にイ号製品と公知意匠との間の相違点を構成する。イ号製品と公知意匠との間の類似点と比べて、かかる相違点は、両者の全体的な視覚効果により顕著な影響を与えている。一般消費者の視覚から見れば、イ号製品は、公知意匠とは同一ではなく、実質的にも類似しない全体的な視覚効果を有する。

したがって、公知意匠の抗弁は成立せず、意匠権侵害となる。

コメント

公知意匠の抗弁については、第三回改正法において初めて規定されたものであるが、司法実務においては、それ以前にも認められた実例がある。しかし、その適用原則と判断方法については、明確な法律規定がないので、各裁判所によって判断方法は異なっていた。

一審裁判所と二審裁判所は、意匠権侵害訴訟において、被告が公知意匠の抗弁を主張する場合、イ号製品と公知意匠のみを対比すれば十分であり、イ号製品が公知意匠と同一または類似しない場合にのみ、初めてイ号製品と本件意匠を対比するという考え方を有していた。

裁判所の上記の考え方について、ブリヂストン社および訴訟代理人である弊所は、法律根拠がなく、かつ、立法趣旨と合致していないと考え、再審を請求し、最高裁は審理を行った。

最高裁は、本件の判例を通じて、正確な公知意匠の抗弁の適用原則の判断方法を各地方裁判所に伝えると考えられる。

最高裁の判決からみれば、最高裁は、イ号製品と公知意匠が同一ではない場合には、イ号製品と公知意匠のみの対比で、公知意匠の抗弁が成立するかどうかを判断するという方法を明確に否定した。最高裁の意見としては、意匠権侵害訴訟において、被疑侵害者が公知意匠の抗弁を主張した場合、次のステップで判断すべきである。

ステップ1: 公知意匠とイ号製品を対比し、同一であれば、公知意匠の抗弁が成立し、侵害は成立しない。

ステップ2: 公知意匠とイ号製品を対比し、同一でない場合、公知意匠を基準とし、公知意匠、イ号製品と本件意匠の三者をそれぞれ対比する。イ号製品は、本件意匠と公知意匠との相違点を利用したか、全体的な視覚効果に対する影響などに基づき、イ号製品は、公知意匠と類似するかどうか、本件意匠と類似するかどうかを判断する。

最高裁の判断方法は、本件意匠の公知意匠に対する貢献を十分に考慮し、意匠権者の利益と公衆の利益のバランスを図るものであると考えられる。当該判断方法は、意匠制度および公知意匠の抗弁の立法趣旨と合致している。したがって、最高裁は、本件では公平な判決を言い渡した。しかし、当該判断方法は、三者を対比して、相違点と同一の視覚効果への影響を総合的に考慮しなければならないので、裁判官に対して、高い判断レベルを要求することになった。今後の裁判実務において、地方の裁判所も正確に公知意匠の抗弁を適用することを期待したい。

ふるさと

——商標部実務担当 陸 娜(ルナ)

序: 中国語の「ふるさと」(故郷)という言葉は、魯迅先生の「故郷」の冒頭に、「私は厳寒を冒して二千余里を隔て、二十余年も別れていた故郷に帰ってきた」とあるように、普通海外に数十年滞在して、なんらかの事情でなかなか母国に帰れない者が、深いノスタルジアで語るような重たい感じがします。しかし、私は、ある人がある土地で長く生活し、その土地に馴染んでいく過程の中で自分なりの生活圏を持ち、多くの友人に恵まれた時、それはそれで「ふるさと」ではないかと思っています。ですから、ほんの一年間の時間が、ある人にとって、その土地を「ふるさと」に変え、有形無形の多くの思い出を作ることもできるのではないかと思います。そして、そのような時人は、その土地を再び訪れる時に、わくわくして「また来たよ」と大声で叫ぶのではなく、心の中で静かに「ただいま」と言えるようになるのかもしれませんが。

日本は、私にとって、まさにこのような「ふるさと」なのです。

所長: 「ルナさん、お帰りなさい。私たちは皆、あなたのことをずっと想っていましたよ。特に私と張輝は、職場の雰囲気明るくしてくれていたムードメーカーのあなたの帰国を心から待っていました。ところで、東京での一年二ヶ月という短くない滞在期間でしたが、日本または東京で、特に心に感じたことや、胸にグッとくるような素敵なエピソードなどがありましたら、少し話してくれませんか。」



陸娜: 「はい。しかし、所長は日本で六年間も生活したことがありますし、私なんかよりずっと多いさまざまな経験をされたことと思います。私が東京で一番気に入った場所は、丸善の丸の内本店です。知的財産権関連の書物のコーナーは、一階の一番右側にあり、弊所が出した『中国特許実務』、『中国商標実務』などの書物も販売されていました。そして、三階には日本画集のコー



ナーが、四階には外国語の原書や画集のほか、多種多様なきれいなカードや文房具のコーナーがあります。そして、JR東京駅も眺望することができる店内喫茶店からの景色も美しく、私にとってはまるで楽園のような場所でしたので、何度通っても飽きませんでした。たとえ丸善に閉じ込められて外に出ることができなくても文句一つ言いませんよ(笑)。

しかし、私が一番驚いたのは、このような外見だけではなく、週一回のペースで通っても、あそこの書籍の陳列や宣伝ポイントに毎回違った工夫が凝らされていたことです。ここ何年間国内で実際書店に足を運ぶことがなく、書籍の購入といえばAmazon一辺倒だった私も、その斬新な魅力に引き込まれました。そして、書店というのは、単に本を買うだけのところではなく、新しい見解や新しい理念が満載された本を読者に示し、メッセージを伝え、本をできるだけ多くの人々に読んでもらうことによって、読書の楽しみを伝えることで、生活をより一層豊かにしてくれる場所であることに気づきました。さらに多くの人がそのような書店を好きになり、商売もますます繁盛、これこそ良い循環になっているのではないのでしょうか。

考えてみると、私たちの仕事も同じではないかと感じます。単に一つの仕事を片付けるというだけでなく、仕事の目的や目標がどこにあるのかをきちんと認識しなければなりません。目的や目標を正しく認識しさえすれば、たどり着くまでの間に、様々な困難があったり、大変時間がかかったりするかもしれませんが、このような気持ちで仕上げた仕事は、大抵良い結果に結びつくと思います。

また、知的財産権に携わる事務所を例にすると、私たちの仕事の目的は、依頼された特許出願を権利化させるという単純なことにあるわけではありません。クライアントが二十年間の権利期間内に、獲得した権利を有効に利用し、その製品を普及させ、他社からの侵害を防ぐことを、お手伝いするという広範に渡っていると思います。私は現在商標部で仕事をし、回りの同僚に商標実務を根気強く教えてもらう中で、このような気持ちをさらに強く実感しています。商標部の仕事の目的は、商標出願を提出して登録させるだけではなく、クライアントの製品を中国で安心して販売し、かつ商品またはサービスを指定範囲に正確に特定し、ブランドが第三者に模倣されることを防止し、また模倣されたとしても、私たちが知り得る完全な商標権を駆使してクライアントの合法的な権利を保護していくことにあります。これらのことを通し、私自身仕事上だけではなく、物事に対する考え方にも大きな変化が起きました。困難に遭遇した時、この目的はいったい何なのかとよく自分に問いかけるようになりました。目的を明確にしさえすれば、解決の道筋もおのずと見えてくるのではないのでしょうか。

話が少し本題から外れてしまったような気がしますが…」

所長:「この点は、私も同じですよ。一つのテーマに集中して話したことがありませんから…まあ、私と話す時、きっと楽しい部分もあれば、少し無理している部分もあるのでしょうか。人の人生と同じではないかと思いますが、いかがですか。」

陸娜:「どのように答えればよいのでしょうか。所長とご一緒させていただく時、確かに少し無理して背伸びしている自分もいるかもしれませんが、楽しさのほうが圧倒的に勝っていますよ。(世界中の多くの友人の皆様が思っておられる本音をこんなに堂々と行ってしまって、私少し大胆だったでしょう!)

余談はさて置き本題に戻りますね。私のお気に入りの場所は、他に六本木にある国立新美術館と森美術館です。美術展示会に関して、日本ほど優れた展示会を開催できる国は他にないと思っています。展示会は、限られた空間、時間内で、その画家の作品を通して、様々な角度からその生涯にわたるまでを完全に紹介してくれるものです。また、世界各地から絵画を収集し作品ごとに和文と英文の注釈をつけてあります。そして、一つの展示会が開催されると、書店ではすぐにその画家に関する作品集や書籍を一番目立つスペースに配置し宣伝したり、テレビ番組では同様にその画家のドキュメンタリーや代表作を解説したりします。私が一番印象に残ったのは、国立新美術館で開催されたゴッホ展です。その会場では、なんとゴッホがフランス・アルル時代の寝室(「ファンゴッホの部屋」)を実物大でリアルに再現し、その部屋の様子やゴッホが昔住んでいた町のことをまとめた短編のビデオまで放映されていました。私は、美術館の様々な配慮に驚嘆しながら、ふと見上げると、その向こうには原作の「ファンゴッホの部屋」が静かに鎮座しているではありませんか。様々な背景によって、その原作の絵画がますます輝きをまして見えてきました。これこそ日本人の仕事ぶりです。真面目で、周りへの気配りに優れ、口ばかりではなく、周りを見ずに黙々と仕事するのでもなく、本当に誠心誠意お客様が求めていることや、如何に一人の画家とその作品を最善の形で来場者に展示できるのかを一生懸命に考えた抜群の気配りだと感服しました。

また、展示会以外の些細なことにも、誠心誠意で仕事するという日本人の心持には感動させられました。私は、在日期間中に、北海道を旅行する機会があり、一日観光ツアーに参加しました。ガイドさんは、北海道網走市の地元の方でした。その一日ツアーの終わり際に、彼女は、「網走は私のふるさとです。ここは、一年四季を通してとても美しく、月々それぞれ異なった美しい景色を見せてくれます。今度皆様は、どのような季節に来られどのような景色をご覧になれるのかは分かりませんが、今日一日の観光を通して、北海道のことをお好きになり、そしてもう一度来たいというお気持ちになっていただければ何より光栄です」と私たちにおっしゃってくれました。このガイドさんは、単に観光スポットを紹介してただけではなく、ご自分のふるさとである北海道への愛も話してくださったのです。このような土地で、このような素敵な人との出会いがあれば、北海道は本当に私にとって特別で好きな土地にならない訳はありませんね。」

所長:「一つの町といえば、風景から風俗まで、自然な部分もあれば、人間が手を加えた部分もありますね。町の景色を見ると、自然に人工的な部分を感じられます。そして、毎回同じ景色を見ても、自然な部分と人工的な部分から感じる心への響きが違い、場合によって感動を深めてくれる可能性もあります。もう少し感性的に言えば、それぞれの感動は、一緒に景色を見てくれる人や自分がどのような心境で景色を見るかなどの要素によって変わってきます。日本で生活し、日本の友達と触れ合うことができた機会は、人生という旅で最高の「心の旅」であったと言えると思います。あなたが若いうちにこのような体験ができたことに、私もとても誇りや喜びを感じていますよ。」

陸娜:「そうですね。私も自分が恵まれていると感謝の気持ちでいっぱいです。周りのすべての人たちが出来事に対しても感謝の気持ちでいっぱいです。私の両親がこの世界に生まれ私を子供として生んでく

れたことも、この知的財産権業界で働けることも、所長やリンダ事務所の同僚たちと一緒に仕事ができることも、日本で生活し、様々な素晴らしい体験をできたことも、私の人生にとってかけがえのない財産です。日本に滞在したからこそ、生活の些細なことに存在する美に気付くことができ、それを楽しみ、大事にしていきたいと思い始めたのです。私が日本に着いたばかりの頃、自分に感動を与えてくれたのは木の幹や隅っこに生えているコケだったり、季節ごとに見られるきれいな花だったりなどでした。この美しさを感じることができたのは、美しいものに楽しむ心の持つ日本で知り合った方のお陰です。それによって、私も周囲の美しさへの楽しみ方を覚えました。今回北京に帰って初めて、北京の緑もなかなか美しいものだとか、北京にもきれいな木蘭や桃の花の群れがあるということに気付きました。

次に、私が出会った日本人の方の話をしますね。この一年余の間、たくさんの日本の友人たちがいろいろ面倒を見てくれました。正直言うと、日本に行く前は、自分の日本語が日本での生活や仕事にとって十分なのかどうか、日本へ行って何ができるのか、全く自信がなかったので、すごく心細くて不安でいっぱいでした。しかし、周りの友人たちが私のことに気を遣ってくれて、いろいろ助けてくれましたので、日本での日々は充実で彩りが満載したものでした。ネットで歌舞伎の演出を調べてチケットを予約して劇場に連れて行ってくれた方もいました。日本独特のキャンディーを度ごとに持ってきて日本の食べ物や文化を体験させてくれた方もいました。周りの同僚たちは、何回も丁寧に仕事を教えてくれたり、日本語を直してくれたりしました。私は、いつも感動や感銘で常に胸がいっぱいでした。いったいどのように恩返しすればよいのか分かりませんが、ご都合がよい時に、ぜひ北京にお越しくださいますようお願いいたします。北京の美しさを紹介させていただくチャンスも私にくださればと考えています。

周りの知り合いだけではなく、見知らぬ方からの優しさにも感動したことが多々あります。ある日事務所からの帰宅途中、突然雨が降り出しました。傘を持っていなかった私が、駅を出たところで、傘を持った年配の男性が私に向かって歩いてきました。「夜間に若い女性に話をかけるのは大変失礼かと思いましたが、傘を持っておられないようなので、もし同じ方向でしたら、ご一緒にどうかと思い、声をお掛けしました。どこに住んでいるのかが分かりませんが、途中まで送ってさしあげますよ」と親切に声をかけてくれました。そして、その方は、アパートの前の交差点まで送ってくれました。「ありがとうございました」とお礼を言っただけで、顔さえはつきり覚えていないですが、見知らぬ一般の日本の方から助けてもらったときの感謝の気持ちは、今でも覚えています。

もう一人は私が北海道で出会ったガイドさんでした。彼は実際には、漁師を生業にしていますが、冬の期間は海辺で「流水ウォーク体験」を運営していました。最初、「流水ウォーク」は海に浮かんでいる氷の上を歩くだけだと思っていましたから、参加しました。まさか海に入って一つの氷からもう一つの氷までに泳いだり、跳んだりする必要があると聞いて、泳げない私は大変びっくりして心配していました。そのガイドさんは、私が泳げないのを知り、水上でのバランスのとり方や、流水間の跳び方を親切に教えてくれました。すごくおもしろかったです。しかし、すぐに私は体力がなくなったので、体力を回復してから、岸辺まで戻ろうと、大きな流水の上で休憩していました。おそらくそのガイドさんも私が疲れたことを分かったと思います。彼は泳ぎながら私をその氷ごと岸辺に押し帰ってくれたのです。直径約2メートル

の氷に私の体重が加算されて、相当重かったと思います。始め必死で流氷を押しながら進もうとする彼を見て、私は、「ちょっと休んだら、自力で帰りますから」と申し出ましたが、彼は、「大丈夫です。どうせおなかがパンパンだし、ちょうどいい筋トレになりますから」とユーモアいっぱい返してくれました。しかし、本当は疲れ果てている私を岸辺まで安全に戻したいだけだったのです。感謝の気持ちでいっぱいでした。

このような方々のおかげで、私は、人と人の付き合いに誠意や美しさを感じ、この気持ちを大切にすることを覚えました。そして、私も思いやりという気持ちを回りの人々に伝えるように努めるようにしています。ある日本の先生は、「情けは人の為ならず」という言葉を教えてくれました。そうですね。たとえば自分が1ポイントの優しい気持ちを相手に与えれば、相手は倍ぐらいの優しさを返してくれるのです。これも一つの良い循環といえるでしょう。」

所長:「ルナさんは、日本に滞在していた一年間余りで、本当にたくさんの日本の文化を体得することができましたね。ところで、今こうして北京に戻り、商標部の仕事はとても忙しいでしょう。もう慣れていないところはありませんか。というか、少し無味乾燥に感じたり、疲れを感じたりしていませんか。」

陸娜:「ワハハ、あまり感じていません。私は自分で言うのもなんですけど、どのような環境にも順応性があり、すぐ自然に馴染むことができ、どこに行っても仕事や生活をきちんとできるタイプなのです。まさに「既来之、則安之」(孔子曰く「既にこれを来たせば則ちこれを安んず」)ということです。さらにもう一句孔子の言葉を引用すれば、「知之者不如好之者、好之者不如樂之者」(孔子曰く「これを知る者はこれを好む者に如かず。これを好む者はこれを楽しむ者に如かず」、これは日本の友人が手紙に書いてくれた言葉です)という気持ちで働いています。つまり、本当に自分の仕事や生活に心から楽しもうとするならば、最高の結果が導かれると信じています。

しかし、正直に申しますと、順応できないものが何一つもないというわけではありません。皆様をご存知のように、中国は現在経済が急速に発展している時期にあり、北京のような大都市はなおさらです。日本から帰って、周りの皆さんが、バネが跳ねるようにすごいスピードで前に進んでいこうとしていることを実感しました。私自身もこれまで、何をやるにしても百メーターを全力疾走するような勢いで勝負してきました。しかし、このごろ頭の中には、よく日光で見た徳川家康の「遺訓」である名言、「人の一生は重荷を背負って遠き道を行くが如し、急ぐべからず」が浮かんできます。そうですね、少しゆっくりやりましょう。スピードを落とすのではなく、効率をダウンするのでもなく、ペースを緩やかにして何事も落ち着いて取り組むのです。商標部に入りたての頃は、同時に何件もの仕事を頼まれた時、どうしたらよいのか全然分からずパニックに陥りそうでしたが、今の私は深呼吸をして1、2分置いてから、じっくり考え、仕事に優先順位をつけてやる順序を決めてから、着実に一つ一つにとり組んでやっていくようにしています。ほら、静かな心構えと効率よく仕事をするのは、意外に反発しあわないものですよ。

落ち着いたままの自分で居られるということは、日本から教わった一番のことかもしれません。」

所長:「少し仕事のペースを掴んだようで、何よりですね。ところで、日本での滞在期間は長くはない一

年余りでしたが、ちょうど3月11日の東日本大震災にも遭遇したのですね。どうでしたか、当時は怖くはありませんでしたか。私もちょうどそのとき、出張で東京に居ました。そして、地震後の3月11日の午後3時から5時までの2時間は、私と所内の3名弁理士は、クライアントと引き続き満足のいくまでずっと打ち合わせを続けていました。ルナさんは、感性豊かでかわいらしい女の子ですから、少しパニックになって心配になったのではないのでしょうか。」

陸娜:「正直に当時はただ本当に運がよかったと、ほかのことはあまり考えていなかったかもしれません。その日、ちょうど手続きの件で小野事務所に居ました。地震が発生した時、頭の中には、「よかった、私は幸いにも、事務所に居て、皆さんと一緒に居るのだ」という声しかありませんでした。

しかし、地震の後に押し寄せてきた津波や原発の放射線危機などで、はじめて死というものはこんなに自分に近かったのかとしみじみと感じました。しかし、なぜか私は怖いという感覚は全くありませんでした。ただ、私が大好きな日本が、どうしてこのような災難に遭わなくてはならないのか、あんなに純朴で善良な日本人が、どうして家を失い、かけがえのない家族と死別しなくてはならないのかと深い悲しみだけを感じました。私自身は、当時アパートで連日余震が続いていた頃、もし、自分が命を落としてしまったら、自分の人生に悔いはないかどうかと考え続けていました。私には愛する人がおり、私を愛してくれる人がおり、毎日一生懸命に充実して楽しくすごしてきましたから、後悔することは何もないですと、自問自答していました。

現在北京に帰り、事務所の勤務に戻りましたが、私は同様に、日々を充実させ有意義に過ごし、私が愛する人や私を愛してくれる人のことを大事にしています。だから、今の生活はとても幸せです。

所長:「今の話に出た「愛する人」と「愛してくれる人」のことをもっと具体的に教えてもらいたいですね。もちろん、日を改めても構いませんが、しかし、「愛する人」の中に私は間違いなくいるでしょうね。(笑)」

陸娜:「ワハハ。もちろんです。所長は私にとって、単なる「上司」というよりは、もっと親しい友人なのですから。私の愛する人には、家族、友達、同僚、面識のあるまたはこれから知り合うだろうクライアントも全て含まれています。ポジティブで楽観的なエネルギーを皆様に「放射」できれば何よりです(笑)。

最後になりますが、帰ってきてまだ一ヶ月ぐらしか経っていませんが、東京のことを懐かしく思い始めました。あそこの青い空も、花も、人たちも皆愛しく想っています。これはまさに「ふるさと」への気持ちと言えるでしょう。今度東京に行くときに、「東京、ただいま」と心から静かに言えることを楽しみにしています。」



終わりに: 想いと愛は、人にとって、または人が生活していた土地にとって、自分の身体に流れる血のようなものであり、絶対に消えたり、淡くなったりすることはなりません。まして、私たちはあのように愛され、お世話になったら、なおさらです。日本、私たちが心から愛する「ふるさと」、そこには私たちが心から想う友達が、私たちを想ってくれる人たちがいます。いつまた会えるのか分かりませんが、その日まで想い続けようと思います。その日を楽しみにしながら……



責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)
社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)
担当者: 所員 張 輝 (Ashley ZHANG) 蔣 焜欣 (Yuxin JIANG)

林達劉グループ 企画室 (Business Development Department, LINDA LIU GROUP)
〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階
Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366(代表)
Fax: 86-10-5957-5201(代表)
E-mail: ipnews@lindapatent.com linda@lindapatent.com
Website: <http://www.lindaliugroup.com>